

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第8号中「還付」の右に「に関する請求その他の手続の受付」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)